

京都市訓令甲第21号

交 通 局

上 下 水 道 局

京都市交通局長，上下水道局長等専決規程の一部を次のように改正する。

第4条第1項前段及び同項の表中「建設局防災・減災担当局長」を「建設局土木技術・防災減災担当局長」に改める。

平成27年3月31日

京都市長 門 川 大 作

附 則

この訓令は，平成27年4月1日から施行する。

(行財政局人事部人事課)